

平成30年度 第9回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第9回江田島市農業委員会議事録

| | | | |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|
| 日 時 | 平成30年12月25日 14時00分 | 場 所 | 農村環境改善センター |
| 出席委員 | 1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄 | | |
| 欠席委員 | | | |
| 出席者 総 数 | 出席委員 8名 欠席委員 0名 | | |
| そ の 他 出 席 者 | 事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦 | | |
| 議 事 録 署名委員 | 7 田中 正彦 8 清水 正子 | | |
| 提出議題 | 議事 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第47号 非農地証明の申請について 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について 議案第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想 の変更について 協議事項 ・切手代について ・農業委員会の綱紀粛清について ・農地等相談会について ・視察研修について ・農業委員会の新年会について ・有害鳥獣対策の研修について | | |

平成30年度第9回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 こんにちは。今年度も、12月で最後の総会ということですので、よろしくお願ひします。今年は農地等相談会もやりまして、12月に行った相談会は10人以上の相談者が来られたようです。そのような相談等を、今後反映させていけたらいいのではないかと思います。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者につきましては、7番の田中委員と、8番の清水委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

4 議 事

事務局長 お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

番号1。贈与人●●●●。住所、江田島町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町秋月_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、149㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、964㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたし

ます。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。これは私が行ったんですが、現在お母さんが耕作している畑を、苗字が違う同じ家に住んでいる娘がいるので、生きていうちに子供に渡しておきたいということでした。両方ともきれいに耕作されておられました。何か他に、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、1番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号2。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人、持分2分の1、▲▲▲▲。住所、能美町_____。持分2分の1、■●●■。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、421㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、743㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、3,291㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、1,776㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、803㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この2番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号3。贈与人●●●●。住所、能美町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、776㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「自宅に隣接しており利便性が高いので、受贈する」ということでした。
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、3番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号4。贈与人●●●●。住所、広島市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、198㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「自己所有農地に隣接しており、利便性が高いため受贈する」ということでした。
以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この4番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、3条の審議を終わりにして、議案第45号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。申請人●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、177㎡。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、2,441㎡。
申請理由は、「田から畑地への改良工事にあたり、工事期間中耕作ができないため、一時転用の申請を行う」ということでした。一時転用期間は、許可後から平成32年12月20日までです。
ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通りなのですが、図面を見ていただきますと、右側に道がありまして、田んぼ自体通る道がないので、その道の高さまで土を入れたら畑になるということで、現地を確認してきました。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご意見ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で4条の審議を終わりにして、議案第46号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人●●●●。住所、大柿町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、

福山市_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、714 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、601 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル324枚、発電量49.5kwの発電設備を設置予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。今、事務局から言われた通り、何の問題もありませんので、よろしくをお願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでしたら、この1番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 はい。番号2番と番号3番は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。

番号2。譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,057 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル224枚、発電量38.5kwの発電設備を設置予定です。

番号3。譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、江田島町中央_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,033 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル256枚、発電量44kwの発電設備を設置予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この案件につきましては、私が行って来ました。3番の議案については、現在は柑橘類を作っております。譲渡人は私より年上の人なんですけど、広島市から通ってくるのが大変ということなので、問題はないと思います。他に、ご意見はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この2番と3番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号4。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町切串_____。地番、〇〇番〇の一部。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、2,196㎡の内1,385㎡。地番、〇〇番〇の一部。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、3,253㎡の内2,160㎡。
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル1,080枚、発電量250kwの発電設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。
ご審議をお願いいたします。

議長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この案件につきまして、現地確認を、12月12日に行っております。担当の農地利用最適化推進委員さん、事務局の松岡さん、奥原さん、そして私とで行っております。この農地は先月太陽光パネルの設置ということで5条に申請をあげられた方がいらっしゃったんですが、その方の兄が申請しているんです。場所については、いったん写真を見ていただけたらと思います。上から2番目の写真は道路が見えていると思うんですが、これは幸ノ浦からエセキ地区に降りる広い道路のところなんです。その道路が境目となって幸ノ浦と切串五丁目が分かれています。その下にある農地が太陽光パネルを設置するところになるんですけど、周辺にも太陽光パネルを設置しているところがたくさんあり、周囲に影響もないところだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この4番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号 5。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町高田_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,007 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル 292 枚、発電量 49.5kw の発電設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この 5 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。写真を見ていただくと、雑木だらけの土地だったのですが、▲▲さんが刈っていてすぐにできるような状態にしてありました。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この 5 番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号 6。貸人、●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、沖美町美能_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、田。面積、1,372 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル 328 枚、発電量 49.5kw の発電設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前田委員 沖美町高祖の前田です。先日、12 月 17 日に、事務局さんと美能の担当の農地利用最適化推進委員と一緒に現地に行ってきました。写真に載っている通り、現状はきれいにしております。詳細は事務局の説明の通りです。よろしくお願

いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この6番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、5条の審議を終わりました。議案第47号の非農地証明の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。申請人住所、東京都多摩市_____。氏名●●●●。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、619㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、592㎡。

申請理由は、「昭和43年頃から母が柑橘を栽培していたが、平成2年に介護施設に入所後は、管理をしておらず、山林化している」ということでした。地目変更のため申請するものです。12月5日に、大段会長、山田委員、担当の農地利用最適化推進委員、事務局で現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この現地を、大段会長、担当の農地利用最適化推進委員さん、私と、松岡さん、奥原さんで確認に行っております。写真を見ていただければ分かると思うんですが、この1番上の写真は、上側のほうに農地があるようになっております。しかし、手前の土地がこの度の災害で崩れている状態です。上の農地は木がたくさん生えて雑木林のような状態になっており、どうにもならない状態になっています。そして、もう一か所も木が生えてどうにもならない状態です。皆さん、よろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、証明することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、証明を許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号 2。申請人住所、江田島町_____。氏名●●●●。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、22 m²。

申請理由は、「平成元年頃まで野菜や梅を栽培していたが、その後管理をしていなかったため、現在は竹林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。12月5日に、大段会長、山田委員、担当の農地利用最適化推進委員、事務局で現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の山田です。今説明のあった通りなんですが、ほとんど竹が生えて、どうにもならない状態になっております。許可をいただきますようお願いいたします。ちなみに、場所は、秋月のお宮のちょっと下あたりの場所になります。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、証明を許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号 3。申請人住所、江田島町小用_____。氏名●●●●。所在地、江田島町小用_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、309 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、133 m²。

申請理由は、「4年前に従姉より遺贈により取得したが、20年位前から耕作をしていないので、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。12月5日に、大段会長、山田委員、担当の農地利用最適化推進委員、事務局で現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この案件につきましては、場所は、認定こども園があるところで、そのすぐ上をあがっていったところです。ずいぶんき

つい坂を上がっていったところで、農地の手前に家がありまして、その後側が雑種地のようなところになっております。人が入るのも困難な状態になっているところですので、どうか、よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号 4。申請人住所、兵庫県明石市_____。氏名●●●●。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面積、102 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、488 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、1,306 m²。

申請理由は、「被相続人が昭和 31 年に相続により取得したが、県外に在住しており、当該地の近隣で耕作している人への聞取りでも、かなり以前から雑木林になっているとのことであった」ということでした。地目変更のため申請するものです。12 月 5 日に、大段会長、村上職務代理、中福委員、担当の農地利用最適化推進委員、事務局で現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。事務局が言われた通り、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、証明を許可とします。以上で、非農地証明の審議を終わります。議案第 48 号の農地利用集積計画の決定について、

事務局から説明してもらいます。

事務局長

お手元に、現地写真をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

全部で41件ありますので、個々の説明は省略いたしますが、新規の案件が2件、継続の案件が39件です。新規の案件が、番号1と番号2になります。権利の設定を受ける者である▲▲▲▲さんが、●●●●さんの柑橘畑を借りるものです。こちらは使用貸借で、期間は5年間となっております。

3番以降からは、全て継続の案件になります。◆◆◆◆さんが■ ■ ■ ■ ■さんから33筆、○○○○さんが■ ■ ■ ■ ■さんから6筆お借りする案件です。こちらは花卉を栽培するものです。使用貸借で、期間は10年です。以上で説明を終わります。

議長

この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。何かございますか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

ないようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長

全員異議がないということですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画についてを終わりました。議案第49号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長

89ページに変更理由を載せておりますので、ご覧ください。平成30年11月16日に、改正された、農業経営基盤強化促進法が施行されました。そして、共有者の過半による共有地の利用権設定が、今まで5年間が上限であったものが、20年間に延長されたことに伴うもので、江田島市の基本構想のなかでは、104ページの上から四行目で黄色の網掛けをして赤くなっているところなんですけれども、こちらの年数を5年から20年に変更したというところなんです。変えたところはこの部分だけになります。この変更の意味としては、この強化法というのが、農地中間管理機構を利用した場合に、利用権設定で使われているものなんです。共有者が不明で借り受けられない農地がかなり多くて、それを借りることができるように、共有者の過半でも20年、ということになっております。なぜ20年かという、農地中間管理機構が土地の整備事業というのも無料でやってくれるものなのですが、それをやる場合に、最低が15年以上借りる条件があるんです。今までの5年の上限ではその整備事業が受けられないということがありまして、5年から20年変わったというところになります。

議長

この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この変更につきまして、意見なしで回答することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、意見無しでの回答とします。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

事務局長

- ・切手代について
- ・農業委員会の綱紀粛清について
- ・農地等相談会について
- ・視察研修について
- ・農業委員会の新年会について
- ・有害鳥獣対策の研修について

6 そ の 他

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。